

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(南 伊 勢 森 林 計 画 区)

(第 一 次 変 更 計 画 書)

計 画 期 間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平 成 3 1 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令 和 6 年 3 月 3 1 日} \\ \text{(変 更 年 月 令 和 2 年 3 月)} \end{array} \right]$

近 畿 中 国 森 林 管 理 局

目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	2
	(1) 保護林の名称及び区域	2

第5次国有林野施業実施計画（南伊勢森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

「「国有林野管理経営規程の運用について」等の一部改正について」（平成31年3月28日付林国経第187号林野庁長官通知）による様式変更に伴い一部計画書を変更します。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第1項第3号に基づいて定める、水源涵養^{かん}タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業上類似の取扱いをすべき林分ごとに上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群分類	上限伐採面積	備 考
複層林施業	—	複層林 I 群、II 群
長伐期施業	145	長伐期
通常伐期施業	—	分散伐区 I 群、II 群

注1:上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積。

注2:備考欄は施業群の細分。

I 群は過去の施業の取扱いにおいて枝打を計画した、又は実施した箇所。

II 群は I 群以外の箇所。

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

区 分	名 称	面 積	位置(国有林・林小班)	特 徴 等	備 考
森林生態系 保護地域	大杉谷森林生態系保護地域 (保存地区)	509.12	大杉谷 523い1 524い1 541い1、イ 545い1、ろ1 546い1 547い～は 548い、ろ 551る 569ほ1 570ほ1 578い1	温暖帯性常緑広 葉樹林、冷温帯 性落葉広葉樹 林、亜高山帯性 の針葉樹林など の原生的な天然 林の保護	
	大杉谷森林生態系保護地域 (保全利用地区)	881.63	大杉谷 523い2～ろ3 524い2、 ろ1～ろ3 541い2、い3、 ロ 542全 543い～は 544い、ろ 545い2、ろ2 546い2 549に1～ほ 550り1、る 551ち、り、 わ 552ほ、へ 553に～へ、 ち、り 555ぬ、る 557ろ、は 558は、イ 559ろ 560は、に、 る、わ 567り、た 568ほ、 と～り 569に、ほ2 570は、に、 ほ2 571ほ 578い2 583へ、イ 585と		
計	1箇所	1,390.75			
希少個体群 保護林	大杉谷ツガ・ モミ・トガサ ワラ等希少個 体群保護林	7.10	大杉谷 524い3	大杉谷における ツガ、モミ、ト ガサワラ、アカ ガシの保護	
計	1箇所	7.10			
合計	2箇所	1,397.85			